

12月3日(木)~12月9日(水)は「障がい者週間」です

～誰もが地域で安心して暮らすことができるまちを目指して～

毎年12月3日から12月9日までの1週間は「障がい者週間」です。この期間は、障がいのある人が社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障がいのある人に対する関心と理解を深める活動が実施されています。

また、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されます。この法律は、障がいのある人に対する差別をなくし、障がいのある人もない人も共に地域で安心して暮らすことができる社会をつくることを目指しています。

この「障がい者週間」を機会として、障がいのある人への関心と理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりについて考えましょう。



障がい者に対する差別の解消に向けて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)では、「障がいを理由として差別的な取り扱いをすること」を禁止し、「障がい者に合理的な配慮をすること」が義務化されています。

●差別的な取り扱いとは…

「見えない」「歩けない」という機能障がいや車いすの使用等の障がいに関連することを理由にして、排除や制限をすることです。例えば、盲導犬を伴った人に対して「動物は入れない」として入店を断ること等があります。

●合理的な配慮をすることとは…

筆談や手話、文章の読み上げなど障がいのある人の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること等です。また、車いす使用者や身体に障がいのある人が入りやすくなるように、建物の入り口の段差にスロープをつけること等も含まれます。

行政、地域、事業所等が一体となって、実効性のある取り組みを進めていくことが求められています。

今後の町の取組み

役場庁舎の駐車場に「*滋賀県車いす利用者等駐車場利用証制度」に基づく「思いやり区画」の路面標示を行い、障がいのある人や高齢者を含め、移動に配慮を要する人が利用しやすい環境整備を進めています。この路面標示は、障がいのある人が通う作業所などを運営し、地域における障がい者の理解促進のために活動されている、わたむきの里福社会に委託して整備したものです。今後、他の公共施設にも拡大していく予定です。

町では、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者雇用促進法と併せて、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する必要な施策を進めるため、職員対応要領の策定などの対応を進めていきます。

※車いすの方や車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方を対象者に「車いす駐車場等の利用証」を交付し、「思いやり区画」として登録された駐車区画を優先的に利用することができる制度



◀わたむきの里の利用者さんによる「思いやり区画」路面標示施工の様子



「思いやり区画」路面標示▶

◆問い合わせ先 福祉課 福祉担当 ☎6573